

対法務当局

人事課 作成

令和7年12月16日(火)参・法務委 小林さやか議員(国民)

8問 法曹報酬の官民格差による採用への影響について、法務当局に問う。

- 検察官は、国家公務員という立場で職務に従事し、定額の給与を受けるのに対し、弁護士は、その多くが、自ら顧客と契約し、経費を負担しつつ報酬を得るという事業主的な営業形態で職務を行っており、両者は、就業形態や職務内容、所得形態等が大きく異なることに加え、弁護士の報酬も相当程度に個人差があると思われ、一概に「法曹報酬の官民格差」の有無・是非について言及することは困難である。
- 他方、検事については、近時、毎年70名から80名程度(注1)任官しており、検事としての能力・適性を備えた検事任官者を適切に確保できていると考えている。
- 今後も、引き続き、そのような検事任官者を積極的に確保していく所存である。
- その上で、国民の安全・安心な暮らしを確保するためには、全国均斉な検察権行使がなされる体制を継続的に確保していく必要があり、引き続き、任官適格を備えた多くの

方が検事を志望し、任官していただくことが肝要であると認識している。

- そのような観点から、できるだけ多くの学生等に検事の職務等に興味・関心を持っていただくべく、あらゆる機会を捉え、積極的な広報活動を実施している。
- 例えば、高校生、大学生、法科大学院生等を対象に
 - ・ 検事の業務内容等に関する説明
 - ・ 模擬取調べの実演
 - ・ 現職検事との座談会などを実施しているところ。
- また、検察庁においては、男女共同参画及びワークライフバランス実現に向けた各種取組（注2）を行うなど、働きやすい職場環境の整備・構築に努めているところ。
- 引き続き、こうした取組を進め、検事任官者の確保に努めてまいりたい。

（注1） 直近の検事の任官状況

- ・ 令和7年3月任官（77期） 82人
- ・ 令和5年12月任官（76期） 76人
- ・ 令和4年12月任官（75期） 71人
- ・ 令和4年4月任官（74期） 72人

- ・ 令和2年12月任官（73期） 66人

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による司法試験の実施延期に伴い、司法修習の実施時期が令和4年4月までとされたことから任官者なし。

(注2) 検察庁におけるワークライフバランス推進のための具体的な取組内容としては、

- ・ 男性の育児に伴う休暇・休業等について、子の出生後1年以内に合計35日以上取得
- ・ 男性の配偶者出産休暇及び育児参加休暇を合計5日以上取得
- ・ 管理職員等から各種休暇制度の対象職員に対し、制度説明及び積極的な利用を声掛け
- ・ 幹部職員から管理職員に対し、対象職員の休暇取得に配慮するよう指示
- ・ ハンドブック等による制度の周知徹底、育児休業取得者体験談の紹介
- ・ 育児休業中の女性職員への職務に関連する情報の提供

などがある。

(参考) 令和元年11月13日 衆・法務委員会

○濱地雄一委員 現在、裁判官の任官の状況、また検事の任官の状況について、そういった報酬を、俸給を定めている状態で、何か変化はございませんでしょうか。しっかりリ

クルーティングできているのかどうか、その状況も含めて、端的にこれは最高裁判所と法務省にお聞きをしたいと思います。

- 西山政府参考人 過去3年間の検事の任官状況をお答えいたしますと、平成28年度、69期ですが、70名、平成29年度、70期が67名、平成30年度、71期が69名になってございます。法務当局としましては、検事任官者は適切に確保できていると考えてございまして、今後とも、引き続き、検事としての能力、適性を備えた検事任官者を積極的に確保してまいりたいと考えてございます。

【責任者：人事課 大原課長 内線■■■■ 携帯■■■■■■■■■■】